

件名	愛媛県暴力団排除条例
主管課	警察本部組織犯罪対策課
根拠法令等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）等
<p>【制定の概要】</p> <p>1 目的 暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている状況にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する。</p> <p>2 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の暴力団排除に関する施策の総合的な策定及び実施並びに関係機関及び関係団体との連携 県民等の県が実施する暴力団の排除に関する施策への協力及び県に対する情報提供 等 <p>3 暴力団の排除に関する基本的施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の公共事業その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないための必要な措置 警察の暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対する保護措置 県の暴力団の排除に資すると認められる訴訟を提起し、又は提起しようとする者に対する情報提供その他の必要な支援 県の広報活動及び啓発活動並びに市町に対する必要な協力 <p>4 青少年の健全な育成を図るための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民等の地域、職域等における青少年に対する指導、助言その他の適切な措置 学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館等の敷地の周囲 200 メートルの区域内における暴力団事務所の開設又は運営の禁止【罰則】 <p>5 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対する次に掲げる行為の禁止【調査・勧告・公表】 ア 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。 イ 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。 前号に定めるもののほか、事業者の暴力団の活動又は運営に協力する目的での暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対する相当の対償のない利益の供与の禁止【調査・勧告・公表】 前2号に定めるもののほか、事業者の暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対する情を知っての暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与の禁止 事業者のその行う事業に関する書面契約時における措置 <p>6 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力団員等が、情を知って、事業者から前項第1号若しくは第2号の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に暴力団員等が指定した者に対して利益の供与をさせることの禁止【調査・勧告・公表】 暴力団員等が、情を知って、事業者から前項第3号の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせることの禁止 <p>7 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等 自己が譲渡又は貸付け（以下「譲渡等」という。）をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることを知っての当該譲渡等に係る契約の禁止、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介の禁止【調査・勧告・公表】 等</p> <p>8 祭礼等からの暴力団の排除</p> <ul style="list-style-type: none"> 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）の次に掲げる行為の禁止【調査・勧告・公表】 ア 当該行事に関し、暴力団を利用すること。 イ 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これを関与させること（ウに該当するものを除く。）。 ウ 当該行事において、みこし等の運行に参加しようとする者又は露店を出そうとする者が暴力団員であることを知りながら、これを参加させ、又はこれに露店を出させること。 行事主催者等の当該行事からの暴力団の排除のための必要な措置 県の行事主催者等に対する情報提供その他の必要な支援 <p>9 義務違反者に対する措置等 公安委員会による調査、勧告及び公表</p> <p>10 罰則 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（両罰）</p>	
施行日	平成22年8月1日
<p>【その他参考事項】</p>	